

鎌ヶ谷市次期総合基本計画策定方針

～ 『かまがやの未来』を創造し、実行する計画の策定に向けて～



平成30年撮影

平成15年撮影



平成30年9月

鎌ヶ谷市

目 次

第 1	計画策定の趣旨	2
第 2	計画策定に向けた現段階における基礎的な条件	3
第 3	現行の総合基本計画の状況	8
第 4	現行の総合基本計画の評価と課題	10
第 5	次期総合基本計画策定にあたっての基本的な考え方	13
第 6	次期総合基本計画の構成	15
第 7	地方自治法による基本構想の義務付け廃止の対応	17
第 8	部門別計画との連携強化	18
第 9	計画策定体制	19
第 10	「総合基本計画策定基礎調査」及び「市民意識調査」の連携	23
第 11	主なスケジュール	24

第1 計画策定の趣旨

本市は、平成13年3月に鎌ヶ谷市総合基本計画を策定し、『緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷』をめざすべき都市像としたうえで、まちづくりに取り組んでいますが、計画期間の最終年度である平成32年度を迎えることを受け、平成30年度から平成32年度にかけて、新たな総合基本計画を策定します。

現行の総合基本計画は、まちづくりの基本理念、基本目標など、市政運営の基本的な指針となる『基本構想（20年間）』、この基本構想を具体化した施策推進の指針となる『基本計画（前期10年間、後期10年間）』、最適な事務事業を示すとともに予算編成の基本指針となる「実施計画（5年間）」の3層構造で構成し、この計画に基づき、計画的なまちづくりに取り組んでいます。

本市は、都心から25km圏内に位置し、東京都心や県内都市へ繋がる鉄道4線を有する利便性の高い街であるとともに、果樹や野菜などの都市農業も盛んで、緑とも調和のとれた『住みやすい住宅都市』を形成しています。

こうした本市の特性などを踏まえ、現行の総合基本計画のまちづくりの基本理念は、『人間尊重・市民生活優先』を堅持し、めざすべき都市像を『緑とふれあいのあるふるさと 鎌ヶ谷』としています。

これまでの成果としては、新京成線連続立体交差事業による高架化（津田沼方面）、各種都市計画道路の開通、きらり市民会館・消防本部庁舎・学校給食センターなどの開設、公共施設の耐震化をはじめ、待機児童ゼロ、子ども医療費の助成拡大、教育環境の整備など、子育て支援及び教育施策の充実を図っています。

特に、新鎌ヶ谷駅周辺地区は、平成16年に街びらきが行われ、大型商業施設、総合病院をはじめとした医療施設、保育園などが整備され、さらに平成22年に成田スカイアクセス線が開通し、千葉県北西部の中においても、有数な魅力ある広域交流拠点として、この地区を中心に人口が増加しています。

一方で、本市においても、人口減少に対する効果的な施策を講じなければ、近い将来人口が減少するとともに、急速な少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、社会保障費等の増加に伴う厳しい財政状況、公共施設の老朽化対策など乗り越えなければならない多くの課題があります。

新たな総合基本計画の策定にあたっては、多くの課題がある中においても、将来にわたり持続可能な行財政運営を維持するとともに、市民、事業者、団体の意見を踏まえ、鎌ヶ谷の未来を創造・実行する総合基本計画とするため、鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程に基づき、鎌ヶ谷市次期総合基本計画策定方針を定めます。

第2 計画策定に向けた現段階における基礎的な条件

計画策定にあたっては、本市が抱える現状や課題など、様々な視点から分析するとともに、市民ニーズを把握するため、平成30年度に必要な基礎調査及び市民意識調査を行うものとします。さらに、各分野別施策の所管部門においても、地域における現状を徹底的に分析し、過去から現在に至るまでのデータをもとに、策定するものとします。

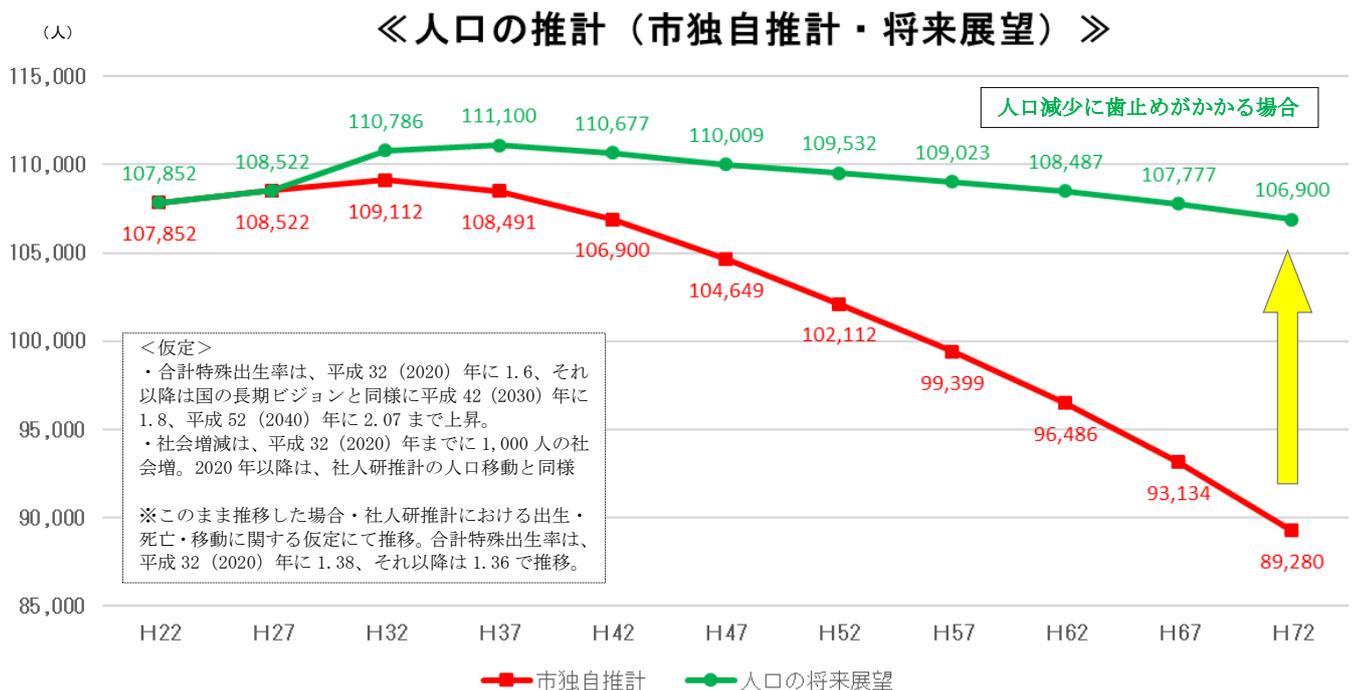
この調査結果などを踏まえたうえで、将来的な課題を解決する政策、施策などを計画に位置付けるとともに、本市の特性及び魅力についても、最大限に活用し、この魅力をさらに飛躍させることを目指します。

なお、基礎的な条件となる人口の見通し、少子高齢化の進展、中期財政見通し、公共施設の老朽化など、現段階における状況は次のとおりです。

1 人口の見通し

市独自の人口推計では、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成25年3月推計）をもとに、平成27年の人口を常住人口の実績値を採用した結果、平成72年の人口は約89,000人まで減少すると予測しています。

一方、人口の将来展望では、市の人口ビジョンで掲げる3つの目指すべき将来の方向（出生率の向上、人口の流入増、暮らしやすい社会づくり）に沿って対策を進め、合計特殊出生率を平成32年に1.6、平成42年に1.8、平成52年に2.07まで上昇し、さらに平成32年までに1,000人の社会増を図れることを前提とした場合、本市の人口は平成72年に約10万7,000人で安定すると予測しています。

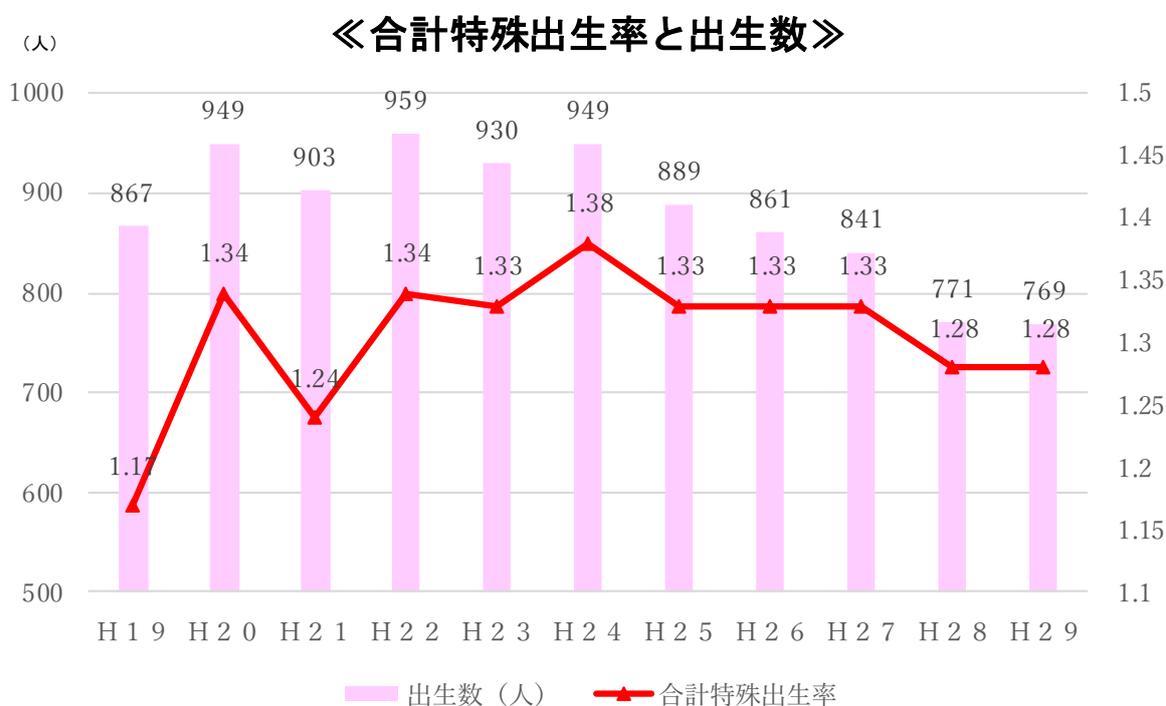


2 少子高齢化の進展

(1) 少子化

本市の出生数は、過去10年間で概ね1,000人程度の水準で推移していましたが、平成25年以降、減少傾向が続き、平成28年からは、800人を下回る結果となりました。

合計特殊出生率は、全国平均と比べ、都市型の自治体と同様に、やや低い値となっており、年により増減はあるものの、概ね千葉県平均と同水準で推移しています。



出典：統計かまがや

<参考> 県・全国平均の合計特殊出生率

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
鎌ヶ谷市	1.17	1.34	1.24	1.34	1.33	1.38	1.33	1.33	1.33	1.28	1.28
県平均	1.25	1.29	1.31	1.34	1.31	1.31	1.33	1.32	1.38	1.35	1.34
全国平均	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

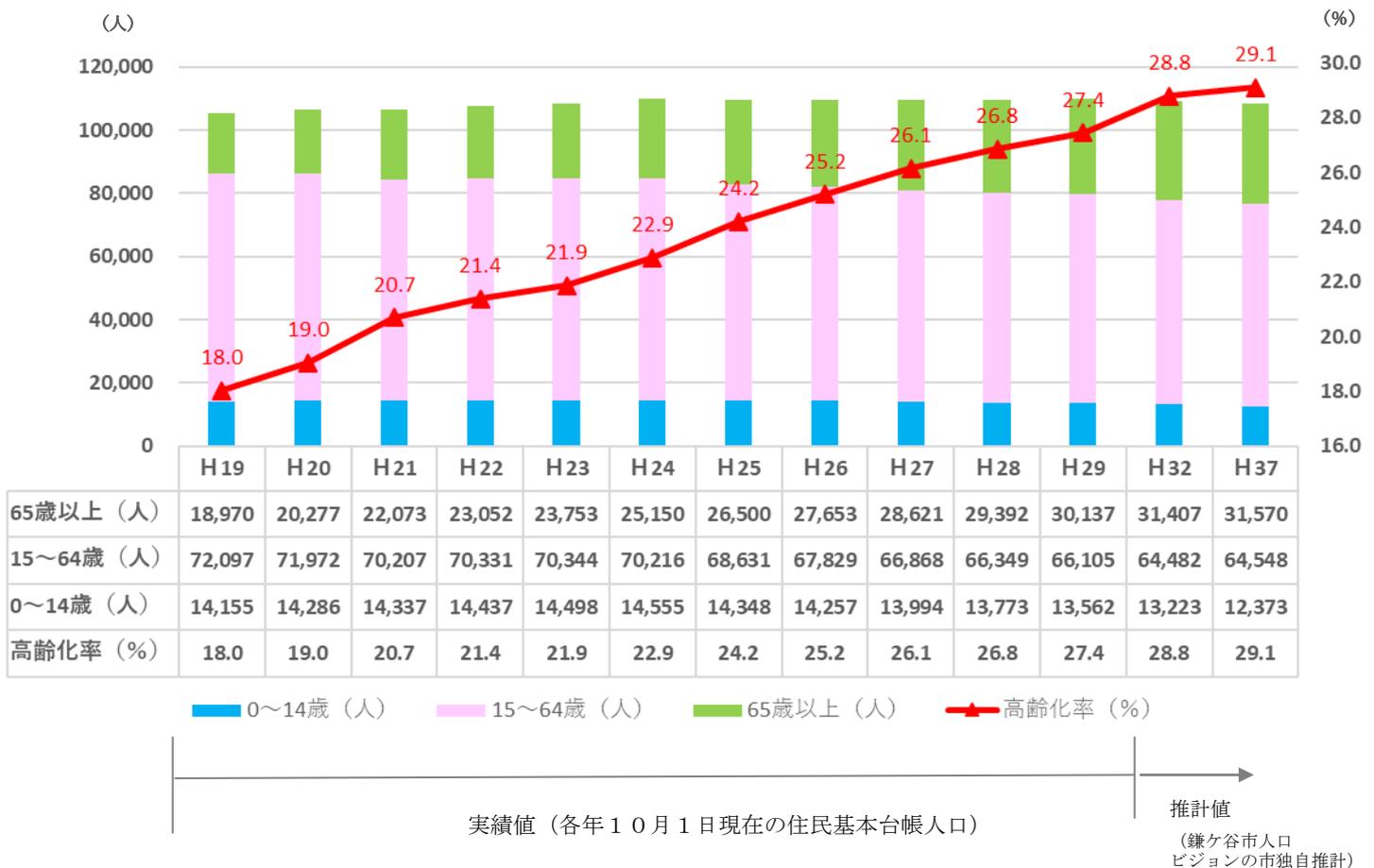
出典：千葉県ホームページ

(2) 高齢化

本市の年齢3区分の内訳では、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、15～64歳の生産年齢人口や0～14歳の年少人口については減少傾向にあります。

65歳以上の高齢者人口は平成29年に比べ、平成32年には1,270人増加し、31,407人と推計しています。こうした傾向は今後も続き、平成37年には高齢化率が29.1%になることが見込まれます。

《高齢者数と高齢化率》



＜参考＞県・全国平均の高齢化率

単位：%

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
鎌ヶ谷市	18.0	19.0	20.7	21.4	21.9	22.9	24.2	25.2	26.1	26.8	27.4
県平均	18.3	19.1	19.9	20.5	20.8	21.7	22.8	23.8	24.7	25.4	26.0
全国平均	21.5	22.1	22.7	23.0	23.3	24.1	25.1	26.0	26.7	27.3	27.7

※県平均は、各年4月1日 (出典：千葉県ホームページ)

※全国平均は、各年10月1日の値 (出典：高齢社会白書)

3 中期財政見通し

31年度から35年度までにおける財政見通しは、行財政改革を継続したことにより確保した各種基金を活用することによって、34年度までは財源不足を生じさせないで財政運営ができる状況にあります。各年度の予算編成の中で、従来以上の歳入確保・歳出削減の取組みを行わずに、32年度と同様の普通建設事業費を実施しようとした場合、35年度に約1億4千万円の財源の確保が必要となる見込みとなります。

なお、今年4月に策定した30年度予算編成後の中期財政見通しでは、従来以上の歳入確保・歳出削減の取組みを行わなかった場合には、33年度に約4億5千万円の財源不足を見込んでいましたが、29年度決算の実質収支である約26億円を活用し、各種基金へ積み立てることができたこと、今後の市税収入の増加や31年10月に予定されている消費税の引き上げに伴う歳入面への影響などから、33年度以降の財源不足の解消や縮小につながっています。

また、財政調整基金については、32年度末までは「鎌ヶ谷市財政健全化計画」の目標である年度末残高18億円を確保することができますが、従来以上の歳入確保・歳出削減の取組みを行わなかった場合、33年度以降はこれを下回る見込みです。

35年度以降に確保が必要となる財源や、33年度以降に財政調整基金の年度末残高18億円を確保するためには、「鎌ヶ谷市行財政改革推進プラン」に掲げる取組み等に加え、各年度の予算編成の中で歳入確保・歳出削減を行っていく必要があります。その額は31年度以降の5か年間で平準化すると単年度あたり約6億5千万円となります。

<歳入>

単位：千円

区分	H30 当初予算	H31 推計値	H32 推計値	H33 推計値	H34 推計値	H35 推計値
合計	32,360,000	33,556,273	34,140,773	34,535,724	34,917,192	35,012,153

<歳出>

単位：千円

区分	H30 当初予算	H31 推計値	H32 推計値	H33 推計値	H34 推計値	H35 推計値
合計	32,360,000	33,556,273	34,140,773	34,535,724	34,917,192	35,149,309

<32年度と同様の普通建設事業費を33年度以降も実施しようとした場合、確保が必要となる財源>

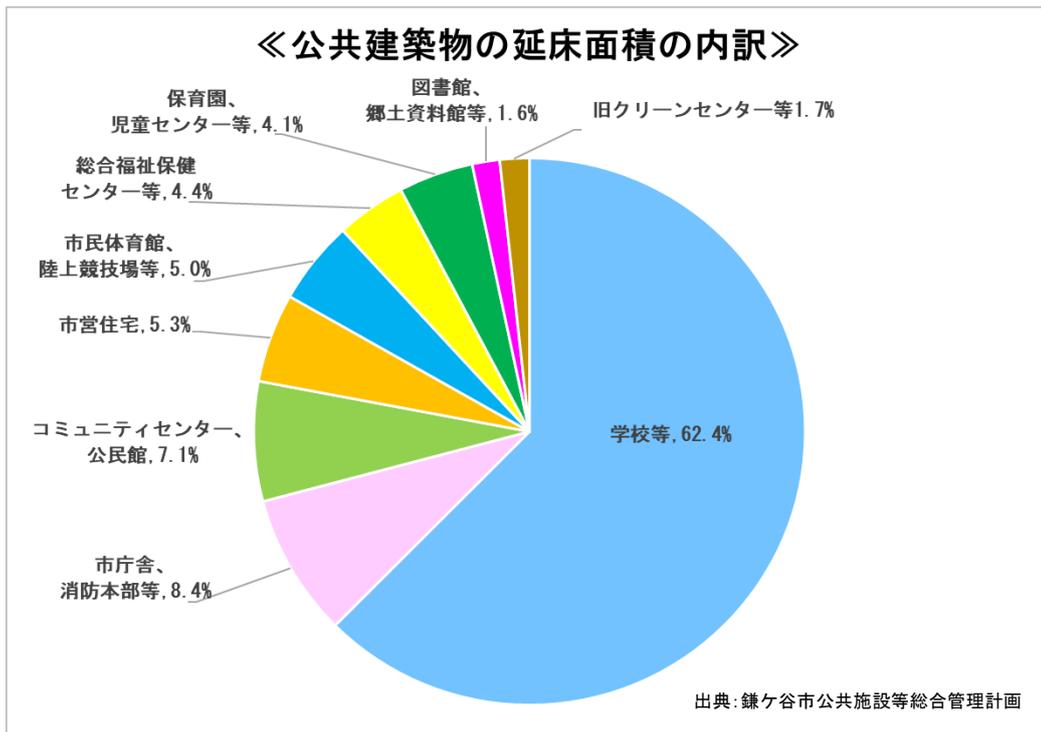
単位：千円

区分	H30 当初予算	H31 推計値	H32 推計値	H33 推計値	H34 推計値	H35 推計値
合計				0	0	137,156

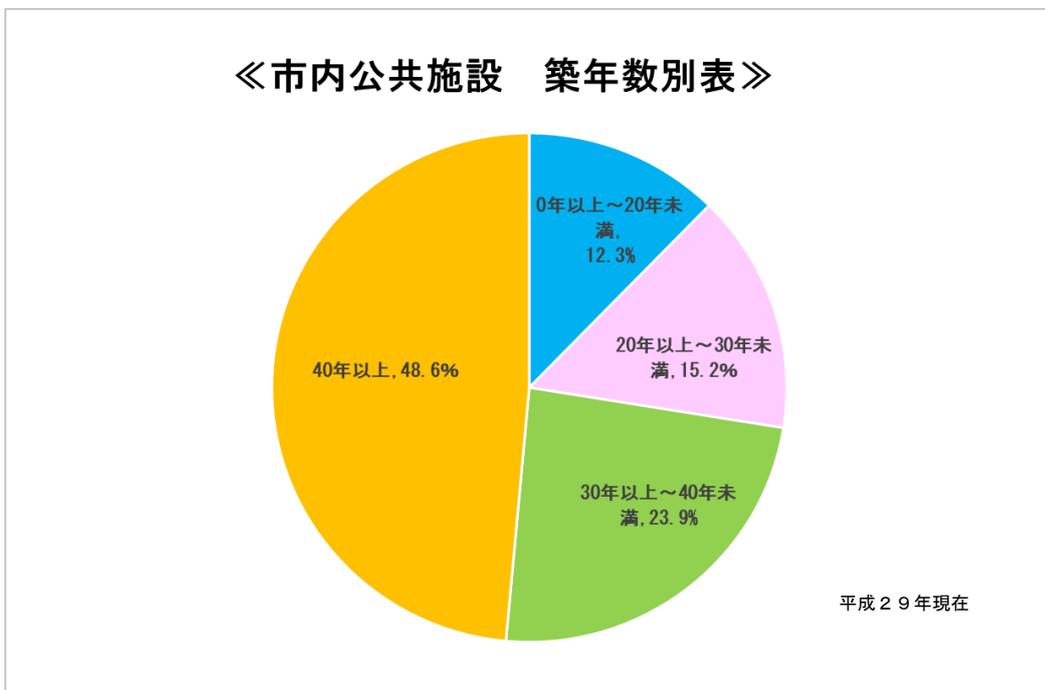
※ 後期基本計画第4次実施計画（補正版）（案）の期間はH31からH32までであり、H33からH35までは実施計画が未策定のため、H33以降は実施計画の事業費をH32と同額と仮定して計算しています。

4 公共施設の老朽化

本市の公共建築物の設置状況は、平成27年度末現在で65施設、棟別で138棟、延床面積の合計は約17万6,400㎡となります。主な内訳は、学校等が62.4%、市庁舎、消防本部等が8.4%、コミュニティセンター、公民館が7.1%、市営住宅が5.3%、市民体育館、陸上競技場等が5.0%となります。また、築30年以上経過した施設は、全体の約72.5%を占めています。



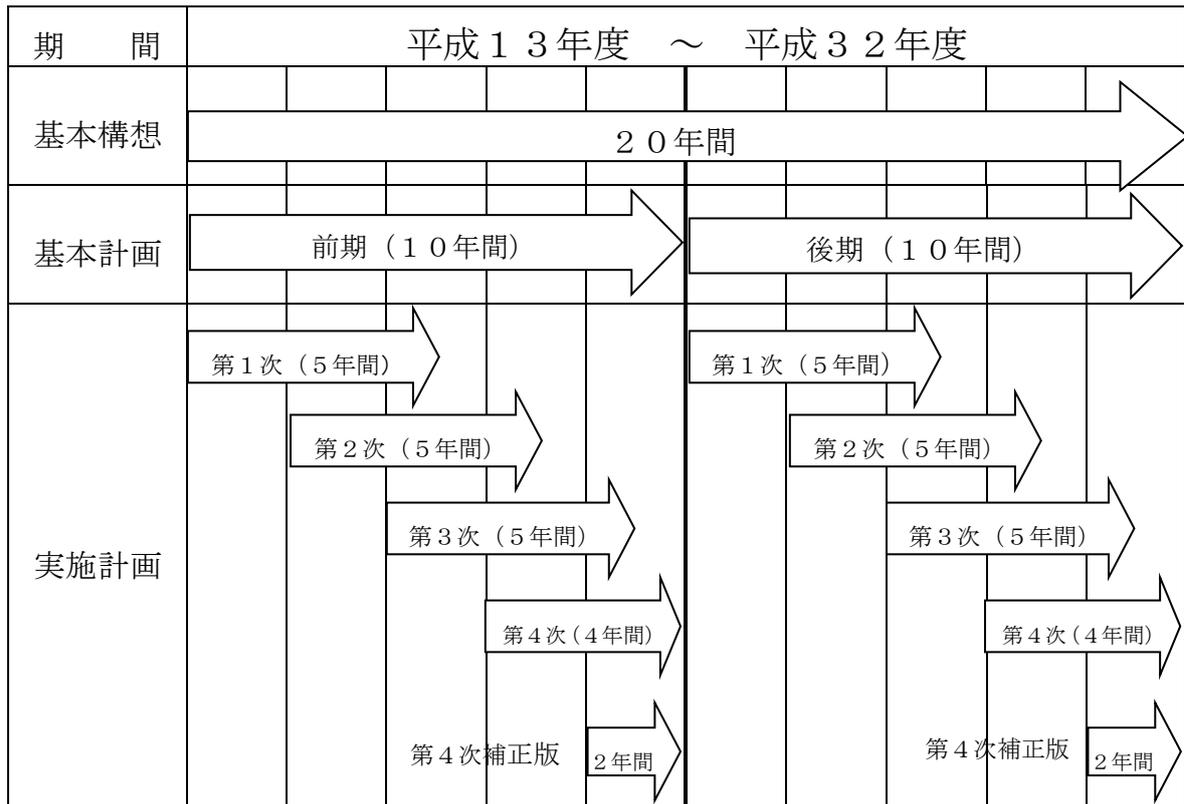
※学校等…校舎、プール、屋内運動場、学校給食センター ※市庁舎、消防本部等…市庁舎、消防本部消防署、消防団詰所、車庫
 ※市民体育館、陸上競技場等…市民体育館、陸上競技場、弓道場、アーチェリー場



第3 現行の総合基本計画の状況

1 現行の総合基本計画の構成と期間

現行の総合基本計画は、『基本構想』『基本計画』『実施計画』の3層構造で構成し、計画期間は、基本構想が20年間、基本計画が前期と後期に区分したうえでそれぞれ10年間、実施計画は原則5年間で、2年ごとにローリングをしています。



※ 実施計画は、原則として2年ごとにローリング方式で見直しを行う。

2 現行の基本構想の概要

現行の基本構想は、まちづくりの基本理念、目指す都市像、目標人口、土地利用の方針などを定めるもので、平成12年鎌ケ谷市議会9月定例会に上程し、議決を得ています。

基本理念：人間尊重・市民生活優先 都市像：「緑とふれあいのあるふるさと 鎌ケ谷」

目標人口：116,000人・53,000世帯・高齢化率25%（平成32年度）

土地利用：基本方針、商業・住宅・農地・スポーツなど4つのゾーンを明記

基本目標：「健康でいきがいのある福祉・学習都市」「自然と社会が調和する環境共生都市」

「躍動感と魅力あふれる交流拠点都市」をめざして

3 現行の基本計画の概要

現行の基本計画は、計画期間を10年間とし、前期と後期に区分して策定していますが、それぞれの策定内容には、次のような特徴があります。

(1) 前期基本計画の主な特徴

- ア 重点的に取り組む施策の方向性を示すため、7つの柱となるリーディングプランを設定しています。
- イ 事業の目標は、施策ごとに設定せず、政策ごとにまとめて設定しています。
- ウ 成果目標値は、主にハード面の数値目標を多く設定しています。

(2) 後期基本計画の主な特徴

- ア 実現可能な計画とするため、あれもこれも行財政運営から、選択と集中による重点化を図った計画としています。
- イ 重点政策として、安全・安心、福祉、教育、魅力あるまちづくりを掲げています。
- ウ 市民、事業者、行政ごとに、その役割を定めています。
- エ 施策ごとに成果目標値を設定するとともに、基本事業の成果指標の項目を定めています。
- オ 成果目標値は、その成果を分かりやすくするため、ハード面の数値目標ではなく、状況を表す指標を複数設定しています。

4 現行の実施計画の概要

- (1) 「前期基本計画」では、事業費500万円以上の事務事業を「実施計画事業」としてきましたが、後期基本計画では、事業費の多寡に関わらず、すべての施策について目的（めざす姿）達成の手段を対象としています。なお、前期基本計画で対象としていた事業費500万円以上の事務事業については、「多額の経費を要する事業等」として、別冊で編さんしています。
- (2) 「協働で達成する計画」とするために、市民・事業者が役割を担うために、「市民・事業者が役割を担うために行政がとる方策」を明記しています。
- (3) 「目的を達成するために有効な手段の選択」という視点で、スクラップ&ビルドを行い、「目的達成のため、計画期間中に優先実施する」とした事務事業を掲げています。

第4 現行の総合基本計画の評価と課題

1 前期基本計画の評価・課題（平成13年度～平成22年度）

「前期基本計画」では、21世紀に入って初めての総合基本計画として、時代環境に即した新たな施策・方向等を盛り込み、特に、重点的に取り組むべき柱として、7つのリーディングプランを位置づけるとともに、多くの事業に取り組みました。

その成果として、都市基盤整備では、新鎌ヶ谷地区の街びらき、東武野田線の連続立体交差事業及び都市計画道路の整備、成田スカイアクセスの開通、新京成線連続立体高架事業の推進などに取り組むとともに、待機児童解消に向けた民間保育園の誘致、きらり先生、ほほえみ先生、図書館司書の配置など教育環境の充実、通学路や歩道の整備など安全確保の充実に取り組みました。

一方、前期基本計画の策定時に行った人口推計に乖離があったことや、国の地方交付税削減の影響等により財政推計が実際の状況を大きく下回り、当初計画した事業の達成度が5割を下回る結果となりました。このような状況から、「後期基本計画」では、少子高齢化が進展する中、実現可能な計画とするべく、現実に即した人口推計や財政推計に基づいた目標を掲げ、持続可能な行財政運営を前提として策定しています。

2 後期基本計画の評価（平成23年度～平成32年度）

後期基本計画では、特に、重点化を図る計画として、4つの重点政策（「教育」「福祉」「安全・安心」「魅力あふれるまちづくり」）を定め、事業を推進することで、平成29年度までに、市内公共施設の耐震化や避難所備蓄倉庫の整備、消防本部庁舎及びくぬぎ山消防署の建替、全小中学校のエアコン設置、学校給食センターの建替、民間保育所の誘致や放課後児童クラブの整備、新京成線の高架化（津田沼方面）、市民会館の設置、都市計画道路の整備など、多くの事業に取り組みました。

平成28年度には、後期基本計画の中間年度である平成27年度の目標値に対する達成状況を確認した結果、全体の約5割（約51.1%）の成果指標について、概ね達成することが出来ました。

また、平成27年度の目標値には届かなかったものの、後期基本計画策定時の基準値と同水準又は基準値より上昇した成果指標は約2割（21.6%）となり、達成した成果指標と合わせると、全体の約7割（72.7%）という結果となりました。

一方、後期基本計画策定時の基準値よりも低下した成果指標は、約3割（約27.3%）となりました。

3 今後解決すべき課題等

(1) 人口減少対策

本市の人口は、多くの自治体が減少に転じる中、現在も増加傾向にあり、平成30年8月に11万人に達しましたが、本市独自の人口推計では、平成32年をピークに減少に転じるものと推測しています。

本市では、この人口減少の対策として、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を策定していますが、次期総合基本計画策定にあたっては、さらに人口増加策に取り組むとともに、地区別の人口の動向などを分析し、事業展開に反映します。

(2) 少子化対策

本市は、待機児童対策、つどいの広場事業、子ども医療費助成事業の拡充など、子育て世代にやさしい街づくりに取り組み、若い世代の方が安心して働き、結婚、出産、子育てに希望の持てる切れ目のない支援を行っています。一方で、人口を維持するためには、合計特殊出生率が2.08程度必要となりますが、本市では1.28にとどまっているため、さらなる子育て支援の充実を図ります。

(3) 高齢化対策

本市の65歳以上の高齢化率は、平成29年10月1日現在27.4%で、およそ4人に1人が65歳以上となる中、国では、『人生100年時代構想会議』が設置され、高齢者の捉え方や意識が変化しています。

これからの高齢化対策は、社会保障制度の充実に限らず、健康で意欲のある高齢者が生きがいを持ち、年齢に関わらず働くことや地域の担い手になるなど、高齢者が活躍できる社会の構築を図ります。

(4) 公共施設の老朽化対策

本市の公共施設は、約72.5%が築30年以上を経過していることを踏まえ、今後は施設の更新、改修を計画的に行うため、当該施設ごとの個別計画に基づき、優先順位を付けながら実施します。また、人口の推移、構成等を要因に、市民ニーズも変化をしているため、市内全域に均一的な整備された公共施設について、地域の実情に応じた再編も検討します。

(5) 健全な財政状況の維持

本市の健全化判断比率は、国が定める比率を全てクリアしており、現在は健全な状況にあります。しかしながら、平成28年度決算の経常収支比率は94.8%と、前年度より上昇したことや、少子高齢化の進展による扶助費や医療・介護特別会計への繰出金の増、老朽化した公共施設の改修や整備に伴う公債費の増加など、決して楽観視できる状況ではありません。

そのため、次期総合基本計画でも、持続的な行財政改革に取り組むとともに、事業の重点化を図り、行財政運営を継続かつ推進します。

(6) 新京成線連続立体交差事業、北千葉道路等の整備を見据えたまちづくり

平成14年に着手した新京成線連続立体交差事業は、平成31年度に完全高架化が完了し、その後、平成36年度までに関連側道、駅前広場、アクセス道路の整備などを予定しています。また、新鎌ヶ谷駅周辺では、計画が終了した東京10号線延伸新線に係る跡地利用、南北自由通路の整備、新たな都市計画道路の整備などを予定しています。

北千葉道路の整備は、環境アセスメントの手続きに着手し、早期事業化に向けて都市計画手続きが進んでいます。

これら事業は、道路渋滞の解消、防災力の強化、企業誘致の推進など本市のまちづくりに大きく寄与するものであることから、次期総合基本計画の策定にあたり、これらの事業完成を見据えた街づくりに取り組みます。

(7) 地震・災害に備えたまちづくり

平成23年の東日本大震災を契機に、本市では防災に関する事業を前倒し、公共施設の耐震化や避難所備蓄倉庫の整備などに取り組みました。今後も、市民が安心して暮らせるよう、地域防災計画に基づく各種取組や避難行動要支援者の支援など、地震・災害に備えた街づくりに取り組みます。

(8) 学習指導要領の改訂に伴う学校教育の充実

平成29年3月に、小・中学校学習指導要領等の改訂が公示され、数年間の移行措置（移行期間）を実施したうえで、平成32年4月1日に小学校が、平成33年4月1日に中学校が全面実施します。

この改訂の基本的な考え方として、社会に開かれた教育課程を重視するとともに、知識の理解の質を更に高めて、確かな学力を育成し、言語能力の確実な育成、理数教育・道徳教育・外国語教育の充実などが必要となるため、学習指導要領の改訂に伴う学校教育の充実を図ります。

(9) 農家人口、耕地の減少等への対策

本市は、果実類や野菜類の生産を中心に農業活動が盛んであり、また、耕地は農産物の生産に限らず、自然環境の保全、緑の確保、水害防止など公益的な機能を有していますが、農家人口及び耕地は、年々減少傾向にあります。

また、本市の生産緑地地区は、平成30年9月現在、151地区、65.99haを有しており、この多くの地区が平成34年度で指定から30年を迎えることから、所有者の意向を踏まえ、特定生産緑地の指定、市町村への買取り申出など都市農業のあり方などを検証する必要があります。

(10) 企業誘致の推進

本市は、鎌ヶ谷市企業誘致促進条例を制定し、平成30年4月1日に施行していますが、企業誘致の推進にあたりましては、地域の特性に配慮し、産業振興及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の活性化に取り組みます。

第5 次期総合基本計画策定にあたっての基本的な考え方

計画策定にあたっては、次の6つの基本的な考え方に基づいた計画とします。

1 数値目標に基づく実行性の高い計画の策定

基本計画等には、本市がめざす将来の姿を達成するため、各施策等に対し、具体的な目標値を設定するものとします。

目標値の設定にあたっては、現行計画における数値目標の達成状況、全国・千葉県・近隣市の水準等を踏まえる一方で、希望的な数値ではなく、現実的な数値を設定することにより、実行性の高い計画とします。

2 中・長期的な財政見通しに基づく事業の重点化を図った計画の策定

本市の財政状況は、平成19年度決算における極めて厳しい財政状況を克服するため、他市に先駆けて行財政改革に取り組み、一定の成果を挙げましたが、少子高齢化の進展等を踏まえ、引き続き徹底した行財政改革により、従来以上の歳入確保・歳出削減の取組みを行う必要があります。

計画の策定にあたっては、中・長期的な財政見通しを明確にしたうえで、重点的に実施する政策等を明示するとともに、事業の優先順位を定めることにより、事業の重点化を図ります。

なお、事業の重点化にあたっては、歳出削減及び歳入確保といった行財政改革の視点を踏まえるものとします。

3 多様化する市民ニーズ、国の動向等に対し、臨機応変に対応した計画の策定

急速な少子高齢化の進展に加えて、市民の価値観やライフスタイルは多様化するとともに、世帯構成についても、高齢者世帯（高齢者の一人世帯）、共働き世帯、ひとり親世帯が増加傾向にあることから、市民ニーズも大きく変化しています。

国においても、新たな子ども・子育て支援制度の導入、まち・ひと・しごと創生法の制定、国民健康保険の制度改正などが行われ、市町村を取り巻く環境は変化しています。

このような状況から、計画の策定にあたっては、多様化する市民ニーズ、国の動向、社会環境等に対し、臨機応変に柔軟かつ早期に対応できるよう計画の内容、計画期間、見直し方法などを定めます。

4 市民、事業者、団体、行政が一体となってまちづくりを推進する計画の策定

2025年（平成37年）には、団塊の世代がすべて75歳以上となり、高齢化がさらに進展するとともに、社会環境も大きく変化していく中、これまでの社会の枠組みでは対応することが困難な問題が生じるおそれがあります。

持続可能な社会を構築するためには、行政における人材と財源にも限りがあることから、市の役割についても見直しをしたうえで、市民、事業者、団体などが主体的に取り組む施策展開を踏まえた計画とします。

5 行政評価制度に基づき、評価、進行管理を行う計画の策定

本市の施策のねらい（めざす姿）や数値目標などの達成状況について概要版などを通じて、わかりやすく市民の方に知らせるとともに、現行の行政評価システムに必要な見直しを加えたうえで、効果的かつ効率的な計画の推進に資するものとします。

また、総合基本計画の各施策の部門別計画についても、総合基本計画との整合性及び連携を高めるとともに、部門別計画に定める具体的な施策について、各審議会等で進捗状況を審議することにより、進行管理の精度を高めるものとします。

6 市の特性、地域資源を活用した計画の策定

本市は、次のような特性と地域資源を有する魅力あふれる住みやすい街です。これら市の特徴や地域資源をさらに活用する施策展開に取り組みます。

- (1) 4つの鉄道路線が交差し、都心まで約30分となる交通の利便性が高いこと。
- (2) 梨などの都市農業が盛んで、緑豊かな街並みを有すること。
- (3) 妊娠、出産、子育て、学校環境に至るまできめ細かなサービスを展開していること。
- (4) 市全域の地盤が強く、防災、防犯対策が充実し、安全で安心な街であること。
- (5) ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム、観光農園などを有すること。
- (6) 市民意識調査によると、自治会活動、地域行事、防災・防犯活動など、地域活動への参加希望が高齢者を中心に高く、多くの方が地域活動にも実際に参画していること。

第6 次期総合基本計画の構成

次期総合基本計画は、市の最上位計画とし、その構成は、現行計画と同様に「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造とし、次のとおり策定します。

なお、それぞれの3層構造の構成及び内容は、策定過程の中で、市民、審議会等の意見を踏まえ、最終的に決定します。

1 基本構想の概要

- (1) 目的：まちづくりの基本理念やめざすべき都市像などを示すもので、今後12年を見据えた市政運営、まちづくりの方向性を示すもの
- (2) 計画期間：12年（平成33年度～平成44年度） ※ 現行20年
- (3) その他：基本構想は、議会の議決事項とします。

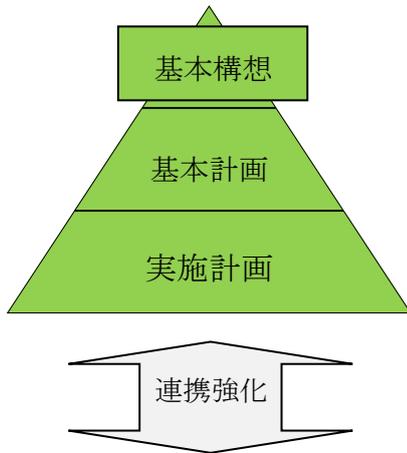
2 基本計画の概要

- (1) 目的：基本構想に基づき、施策のねらい、成果指標などを示すもので、各施策の推進方法等の基本的な事項を示すもの
- (2) 計画期間：
 - ア 前期6年（平成33年度～平成38年度） ※ 現行10年
 - イ 後期6年（平成39年度～平成44年度） ※ 現行10年※ 前期、後期のそれぞれ中間年となる3年ごとに、成果指標など必要に応じて修正を行うことにより、より柔軟な対応と実効性を高めるもの

3 実施計画の概要

- (1) 目的：基本構想及び基本計画に基づき、市が実施するすべての事務事業を計画的に実施するため、各事務事業の推進方法等の基本的事項を示すもの
- (2) 計画期間：6年 ※ 現行5年（2年毎にローリング）
 - ア 前期、後期のそれぞれ中間年となる3年ごとに、ローリング（修正）を実施する。

《計画全体の体系イメージ》



部門別計画

- ①都市計画マスタープラン
- ②地域福祉計画
- ③生涯学習推進基本計画
- ④行財政改革推進プラン 等

区分		主な構成・内容（案）
基本構想 1 2年	政策	まちづくりの基本理念、めざす都市像、基本的方向（政策）、土地利用構想 等
基本計画 6年	施策	まちづくりの主要課題と重点政策、施策のねらい、成果指標 等
実施計画 6年	事務事業	市が行うすべての事務事業を対象に、具体的な事業内容、事業の優先度、主要事業 等

※ 主な構成・内容等は、策定過程の中で、具体的に決定します。

※ 行政評価制度、予算書との連動について併せて検討します。

《計画期間》

	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
基本構想	基本構想（12年）											
基本計画	前期基本計画（6年）						後期基本計画（6年）					
実施計画	前期実施計画（6年）						後期実施計画（6年）					
				前期実施計画 《補正版》（3年）						後期実施計画 《補正版》（3年）		

※ 実施計画は、3年毎のローリング方式により見直しを行います。

第7 地方自治法による基本構想の義務付け廃止の対応

1 改正経緯等

地方自治法に定める市町村の基本構想に関する策定の義務規定は、地方自治法の一部改正に伴い、平成23年8月1日に廃止され、改正後の基本構想は、市町村が自主的な判断により定めることとなります。

なお、引き続き議会の議決とする場合は、地方自治法第96条第2項の規定により、議会の議決事項とする旨の根拠となる条例を定める必要があります。

2 議決事件の範囲

基本構想は、まちづくりの基本理念、めざすべき都市像、基本目標と施策の基本的方向性(政策)などを定める重要事項となるため、引き続き議会の議決事件とします。

3 基本構想を議決事件とする根拠条例の内容

基本構想を議決事件とする根拠条例は、既存の総合基本計画審議会条例と統合するとともに、総合基本計画の策定に関し、必要な事項を定める新たな条例を定めるものとします(「鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程」も併せて見直します)。

(1) 題名 鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する条例

(2) 規定内容

- ア 総合基本計画の構造(基本構想、基本計画、実施計画の3区分)
- イ 総合基本計画の策定にあたって、総合基本計画審議会へ諮問すること。
- ウ 基本構想を議決事件とすること。(変更も同様とする)
- エ 総合基本計画審議会に関する事項(所掌事務、委員の定員、任期等)
- オ 総合基本計画の公表

(3) その他

鎌ヶ谷市総合基本計画審議会条例(昭和63年鎌ヶ谷市条例第3号)は、当該新規条例の本文に規定するものとし、附則にて廃止します。

(4) 上程時期 平成30年度中

4 基本構想に関する議決の上程予定 平成31年度中

第8 部門別計画との連携強化

後期基本計画に定める部門別に定める計画等（以下「部門別計画」という。）は、総合基本計画に定める政策、施策などを基本として策定していますが、総合基本計画の計画満了とあわせて、およそ30の部門別計画が総合基本計画と同様に、平成32年度に計画満了となります。

このことにより、「総合基本計画」と「多数の部門別計画」を同時並行的に策定又は改定することになるため、この機会を契機に、成果指標、体系、主要事業についての整合性を図ることにより、一層の強化を図ります。

なお、部門別計画の策定にあたっては、総合基本計画の策定スケジュールなどを踏まえ、計画的かつ効果的に総合基本計画と並行に策定します。

平成32年度に計画満了となる主な部門別計画

〈総務企画部〉

- ・ 鎌ヶ谷市後期基本計画第4次実施計画
- ・ 第2次鎌ヶ谷市多文化共生推進計画
- ・ 鎌ヶ谷市行財政改革推進プラン
- ・ 鎌ヶ谷市財政健全化計画

〈市民生活部〉

- ・ 鎌ヶ谷市市民との協働戦略プラン
- ・ 鎌ヶ谷市男女共同参画推進計画
- ・ 鎌ヶ谷市中心市街地活性化基本計画

〈健康福祉部〉

- ・ 第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画
- ・ 第2期鎌ヶ谷市障がい者計画
- ・ 第5期鎌ヶ谷市障がい福祉計画
- ・ 第1期鎌ヶ谷市障がい児福祉計画
- ・ 第7期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画
- ・ 介護保険事業計画
- ・ 第2次いきいきプラン
- ・ 健康かまがや21
- ・ 第2次鎌ヶ谷市食育推進計画

〈都市建設部〉

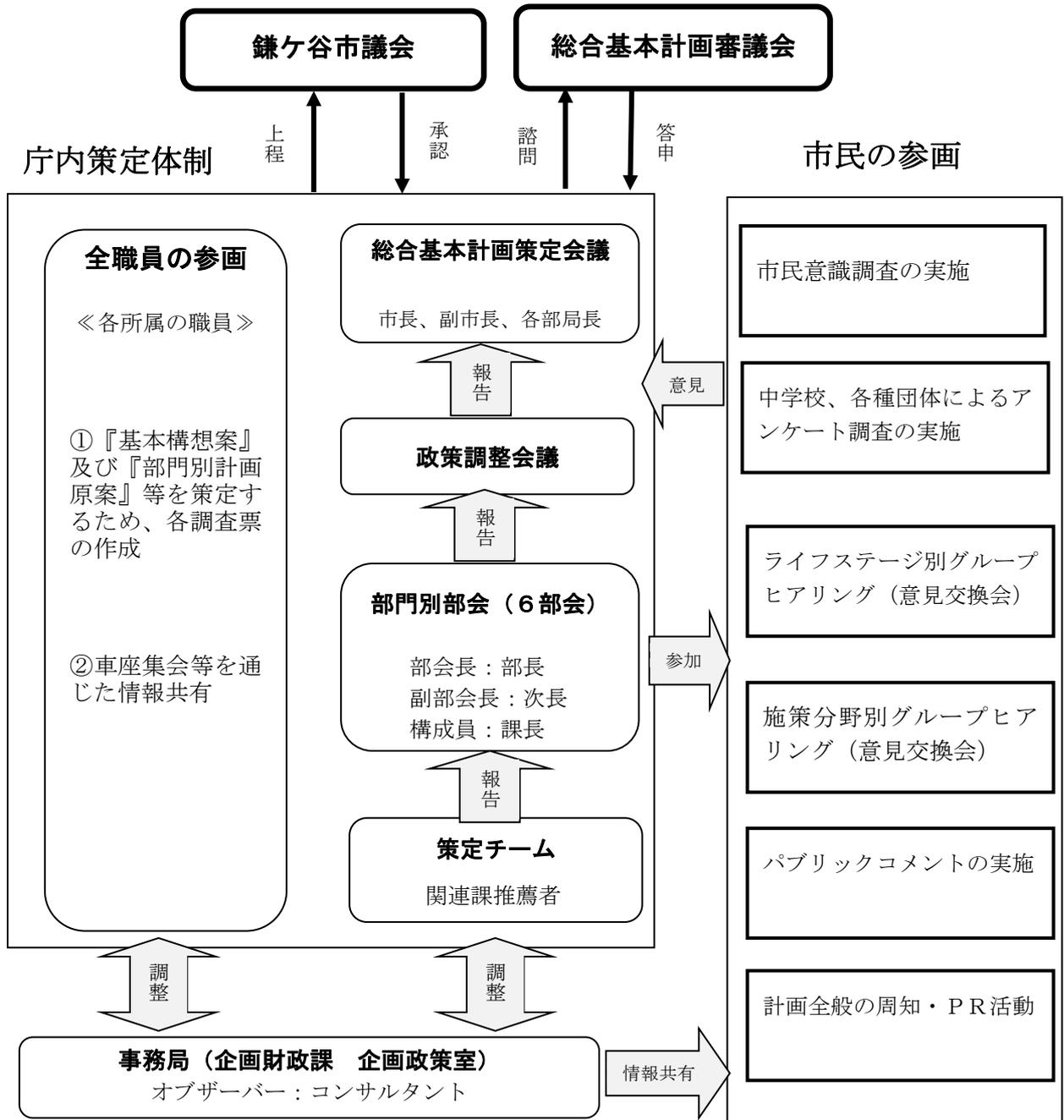
- ・ 鎌ヶ谷市歩道等総合整備計画
- ・ 第10次鎌ヶ谷市交通安全計画
- ・ 鎌ヶ谷市耐震改修促進計画
- ・ 鎌ヶ谷市緑の基本計画

〈生涯学習部〉

- ・ 第3次鎌ヶ谷市生涯学習推進基本計画
- ・ 第3次通学路安全対策推進行動計画

第9 計画策定体制

総合基本計画の策定にあたっては、庁内の策定体制、市民の参画、総合基本計画審議会、鎌ヶ谷市議会などの連携により、次のとおり策定します。



※ 総合基本計画の策定にあたっては、各施策の所管部門が、所管する部門別計画と並行して、現状分析、課題等を徹底的に検証し、計画立案を主体的に実施します。

1 附属機関（総合基本計画審議会）への諮問

総合基本計画に関する基本構想、基本計画の素案等について、鎌ケ谷市総合基本計画審議会に諮問し、第三者的な視点から調査審議したうえで、答申を得るものとします。

2 市議会との連携、基本構想の議決

市議会との連携に関しては、議決事件となる基本構想以外においても、総合基本計画全般について随時報告するとともに、将来の都市像、基本構想（骨子）、成果指標の設定など、意見交換会を開催し、連携を図ります。

3 庁内策定体制

総合基本計画の策定にあたっては、鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する規程に基づき、計画的かつ円滑に推進するため、次の庁内体制で策定します。

（1）総合基本計画策定会議

市長、副市長、教育長、各部長、会計管理者、議会事務局長、消防長で構成され、総合基本計画案の審議決定、部門別計画の総合調整に関することを所掌します。

（2）政策調整会議

政策調整会議は、総務企画部長、各次長等で構成され、策定チーム及び部門別部会で策定した素案を審議します。

（3）部門別部会

部門別部会は、部会長が部長、副部会長が次長、委員が各所属長で構成され、「行財政運営」、「安全・環境」、「保健・福祉」、「子育て・教育」、「都市基盤整備」、「文化・スポーツ・産業・観光」の6つの部会にて、調査・審議します。

（4）策定チーム

策定チームは、横断的な取組について、特に調整する必要がある場合は、関連する所属からの推薦者（係長相当職以上）により、議論します。

（5）その他

上記（1）から（4）以外の車座集会等においても、総合基本計画の策定状況など、積極的な情報共有を行い、職員の周知を図るとともに、様々な意見等を得るものとします。

【部門別部会表】

部会名	所掌事務	構成員
行財政運営部会	(1)人口・財政・所得等基本フレームに関する事 (2)市民と行政の協働に関する事 (3)男女共同参画に関する事 (4)行財政運営に関する事 (5)行財政改革に関する事 (6)土地利用計画に関する事	部会長 総務企画部長 副部会長 総務企画部次長 委員 総務課長、行政室長、人事室長、情報推進室長、企画財政課長、企画政策室長、財政室長、秘書広報課長、広報広聴室長、契約管財課長、課税課長、収税課長、市民課長、市民活動推進課長、男女共同参画室長、会計課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員会事務局長、議会事務局長、都市計画課長、都市政策室長
安全・環境部会	(1)防災・防犯に関する事 (2)消防・救急に関する事 (3)環境に関する事 (4)ごみ対策に関する事	部会長 消防長 副部会長 市民生活部次長 委員 消防本部次長、安全対策課長、消防総務課長、予防課長、警防課長、環境課長、クリーン推進課長、下水道課長、企画政策室長 ※「鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程」第11条5項の規定により、市民生活部長を出席とする。
保健・福祉部会	(1)地域福祉に関する事 (2)保健衛生に関する事	部会長 健康福祉部長 副部会長 健康福祉部次長 委員 社会福祉課長、障がい福祉課長、こども支援課長、こども総合相談室長、幼児保育課長、高齢者支援課長、健康増進課長、保険年金課長、企画政策室長
子育て・教育部会	(1)こども・子育て支援に関する事 (2)教育に関する事	部会長 生涯学習部長 副部会長 健康福祉部次長 委員 こども支援課長、こども総合相談室長、幼児保育課長、障がい福祉課長、健康増進課長、教育総務課長、学校教育課長、学務保健室長、指導室長、給食管理室長、生涯学習推進課長、企画政策室長 ※「鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程」第11条5項の規定により、健康福祉部長を出席とする。
都市基盤整備部会	(1)都市計画に関する事 (2)開発に関する事 (3)市街地整備に関する事 (4)道路に関する事 (5)交通安全に関する事 (6)河川・水路に関する事 (7)住宅に関する事 (8)下水道に関する事 (9)公園緑地に関する事	部会長 都市建設部長 副部会長 都市建設部次長 委員 都市計画課長、都市政策室長、開発指導室長、まちづくり室長、道路河川整備課長、北千葉道路・栗野バイパス推進室長、道路河川管理課長、建築住宅課長、営繕室長、下水道課長、公園緑地課長、クリーン推進課長、企画政策室長
文化・スポーツ・産業・観光部会	(1)文化・スポーツに関する事 (2)生涯学習に関する事 (3)農業振興に関する事 (4)商工業振興に関する事 (5)消費者行政に関する事 (6)観光に関する事 (7)企業誘致に関する事	部会長 市民生活部長 副部会長 生涯学習部次長 委員 文化・スポーツ課長、市民会館長、生涯学習推進課長、農業振興課長、商工振興課長、農業委員会事務局長、企画政策室長 ※「鎌ヶ谷市総合基本計画の策定に関する規程」第11条5項の規定により、生涯学習部長を出席とする。

※ 人口増・定住政策、公共施設長寿命化、少子高齢化対策など、部会を横断する施策がある場合は、別途個別の部会を設置する。

4 市民の参画

総合基本計画の策定にあたっては、多くの市民の方の参画を促すため、次の手法等で行います。

(1) 市民意識調査の実施

市内に居住する18歳以上の男女3,000人を無作為で抽出し、市政運営や今後のまちづくりについて意見、ニーズなどを把握するため実施します。

(2) 中学生アンケートの実施

本市のキャッチフレーズ、目指す将来像の参考とするため、市内中学生を対象にアンケートを実施します。

(3) 事業者等における意向調査の実施

本市の施策展開に関連性のある事業者などを抽出し、市政運営、計画策定に関する意向調査を実施します。

(4) ライフステージ・施策分野別グループヒアリング（意見交換会）の実施

『子育て世代』『若者グループ』『シニア世代』などのライフステージ別に、又は『防災・防犯』『教育・文化・スポーツ』『保健医療』『都市基盤』などの施策別に、関連する審議会委員、団体などから選定した市民の方との意見交換会を実施します。

(5) パブリックコメント等の実施

基本構想、基本計画、実施計画の3層構造ごとにパブリックコメントを実施するとともに、市のホームページや広報を介して、総合基本計画全般に対する意見募集を継続的に実施します。

第10 「総合基本計画策定基礎調査」及び「市民意識調査」の連携

総合基本計画の策定に伴う基礎調査は、5年ごとに実施している市民意識調査と連携して実施します。

1 総合基本計画策定基礎調査

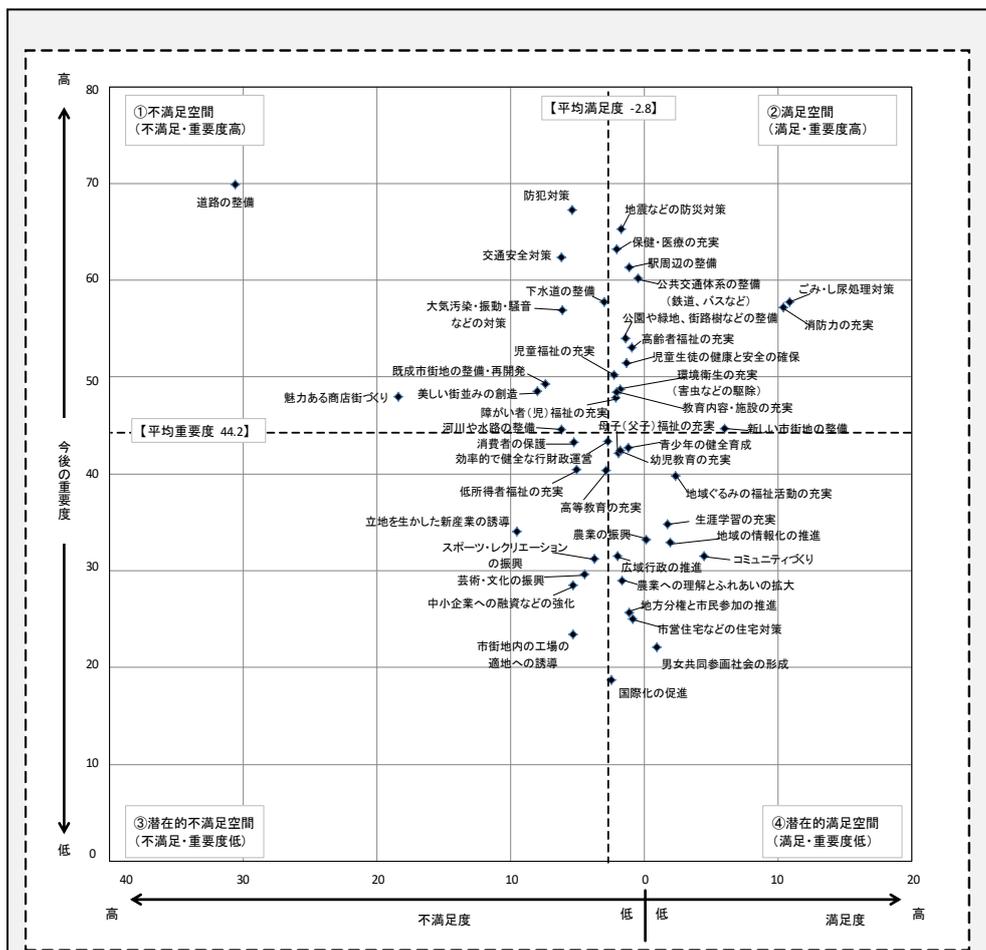
総合基本計画の策定にあたっては、人口推計、財政推計、土地利用推計などの将来フレームに加えて、市の基本特性、都市づくりの基本コンセプトなどの基礎調査を実施します。また、現行計画の評価や課題についても、検証していきます。

2 市民意識調査

市民意識調査は、市民のご意見、ご要望を今後の市政に反映するため、5年ごとに実施しています。

調査方法は、鎌ヶ谷市全域で、市内に居住する18歳以上の男女3,000人を無作為抽出し、この調査結果につきましては、総合基本計画の基礎資料、施策遂行上の参考資料、成果指標等に活用します。

《平成25年度市民意識調査に戻づく生活環境の満足度・重要度》



第 1 1 主なスケジュール

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
次期総合基本計画策定方針	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・策定方針の決定、議会報告 ・職員説明会の開催 </div>		
基礎調査 市民意識調査の実施	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・業者決定 ・調査、集計、公表 </div>		
基本構想の策定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 策定要領の策定、素案等の検討、 パブリックコメント、議会上程（31年度中） </div>		
基本計画の策定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 策定要領の策定、素案等の検討、 パブリックコメント、議会報告 </div>		
実施計画の策定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 策定要領の策定、検討、パブリックコメント、 予算と整合、議会報告 </div>		
総合基本計画審議会諮問・答申	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 公募委員募集、委員委嘱、 基本構想・基本計画の諮問・審議・答申 </div>		
市議会	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・策定方針の報告 ・関連条例審議、意見交換 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 基本構想の審議、 意見交換 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 実施計画の報告等 </div>
基本計画の策定に関する条例の上程	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 30年度中 </div>		
市民参画・周知	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 市民参画：市民意識調査、意見交換等 市民周知：広報、ホームページ、チラシ等 </div>		
庁内検討体制	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 庁内検討体制 </div>		
部門別計画の改定、策定等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> スケジュール等の照会、計画策定経費予算要求、 総合基本計画との連携、パブリックコメント等 </div>		